

障害のある子供の就学事務について

—基本的な考え方と関係様式の作成—

平成26年3月

青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

はじめに

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。

このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要となります。

平成25年9月1日、学校教育法施行令の一部が改正され、いわゆる「就学基準」に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みが改められました。具体的には、①障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正、②障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備、③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備、④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大の4点です。

県教育委員会では、今回の一部改正の趣旨や内容の理解の一助となるよう、本資料を作成しました。

本資料を、各市町村教育委員会における就学事務手続きの円滑な実施や、保健・福祉担当部局と連携して障害のある児童生徒等及び保護者への早期からの一貫した支援の充実に御活用いただき、各市町村における体制整備の一層の推進に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成26年3月

青森県教育庁

学校教育課長 成田 昌造

目次

はじめに

1 障害のある子供の就学手続の基本的な考え方

- (1) 新しい制度と一貫した支援の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 本人・保護者との合意形成と教育的ニーズの検討・・・・・・・・ 2
- (3) 障害の種類・程度と就学先の決定の在り方・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 就学先の決定・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 就学後のフォローアップと柔軟な対応・・・・・・・・・・・・・・ 8

2 関係様式とその作成

- (1) 様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
- (2) 手続別様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- (3) 制度改正を受けた様式の改訂点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- (4) 諸様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- (5) 記入例と作成上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

3 資料

- (1) よくある質問と答え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
- (2) 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）・・・・ 5 3
- (3) 関係法令、通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4

1 障害のある子供の就学手続の基本的な考え方

(1) 新しい制度と一貫した支援の重要性

○インクルーシブ教育システムの構築

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。

そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

○家庭や地域、関係機関と連携した「面」としての教育支援

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用により、①障害のある子供の教育的ニーズの適切な把握、②支援内容の明確化、③関係者間の共通認識の醸成、④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化、⑤定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待でき、その取組を推進していくことは、特別支援教育の理念の実現につながるものです。

そのため、これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や地域、関係機関と連携した「面」として、障害のある子供の教育支援体制を構築することが必要です。

【ポイント】

- それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要
- 早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要

(2) 本人・保護者との合意形成と教育的ニーズの検討

○就学に関するガイダンス

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要です。

この就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、①子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話合いに臨むことができること、②子供の可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、③保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、④保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切です。

また、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切です。

○相談支援ファイルの活用

早期からの一貫した支援のためには、障害のある子供の成長記録や相談内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し、活用していくことが重要です。

このような観点から、市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、それまでの支援の内容、その時点での教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は、学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぐことが必要です。

その際、県教育委員会が作成した「相談支援ファイル」を用い、障害のある子供

に関する情報を一元化し、適宜就学に関する情報を累加するなど、計画作成の作業負担の効率化を図ることも有効です。

○本人・保護者と市町村教育委員会、学校との合意形成

市町村教育委員会は、子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、合理的配慮の内容も含めて本人・保護者や学校等との合意形成を進める必要があります。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な内容を明確にすることも重要です。加えて、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要です。

また、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続についても理解を共有しておくことが大切です。

なお、特別支援学校に就学する場合には、居住地にある小・中学校との交流及び共同学習の実施についても、合意を得ておくことが大切です。

具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場をもち、十分な話し合いの上で合意していくことが望まれます。

○保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要です。

なお、障害のある子供本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられますが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障害や発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。

○専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等（従来の就学指導委員会を含む。以下同じ。）にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられます。

なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意する必要があります。

【ポイント】

- ・就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要
- ・成長記録や支援内容等に関する情報の共有と活用には相談支援ファイルが有効
- ・子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等と合意形成を進めることが大切
- ・就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要

（３）障害の種類・程度と就学先の決定の在り方

○特別支援学校における教育の対象者

特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の5つの障害種であり、その障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。

学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものであり、従来の就学先決定の仕組みにおいては、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するといういわゆる「就学基準」として、あわせて位置付けられていました。

しかし、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、障害の状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

このことにより、学校教育法施行令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないこととなる一方、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意する必要があります。

○特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度等

種類	程度等		
	学校教育法施行令第22条の3	平成25年10月4日付け25文科初第756号	
	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの		
弱視者		拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの		
難聴者		補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	
自閉症者			自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○特別支援学級における教育及び通級による指導の対象者

小・中学校において特別支援学級を置く場合及び通級による指導を行う場合には、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長発 平成25年10月4日付け25文科初第756号）に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級で教育を受けること、あるいは通級による指導が適当であると認める者を対象として、適切な教育を行う必要があります。

【ポイント】

- 新制度は、障害の状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組み
- 特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の5つの障害種であり、その具体の障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3において規定
- 学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すもの

（4）就学先の決定・通知

○市町村教育委員会による最終決定

それぞれの子供の就学先については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定します。

その際、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意しつつ、保護者の思いをしっかりと受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要です。

そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要になります。

なお、就学先の決定に当たっては、その子供が就学先となる学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、このことの確認や実際の受け入れ体制を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

また、市町村教育委員会が特別支援学校へ就学することを適当と判断した児童生徒については、以降の手續が円滑かつ速やかになされるよう、県教育委員会との密接な連携に留意する必要があります。

○小・中学校へ就学する場合の通知

小・中学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の1月末までに、市町村教育委員会から保護者に対し、就学通知を发出します。（学校教育法施行令第5条第1項及び第2項）

また、市町村教育委員会はこれと同時に、当該児童生徒が就学する小・中学校の校長に対しても当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。（学校教育法施行令第7条）

○特別支援学校へ就学する場合の通知

特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒については、前年度の12月末までに、市町村教育委員会が県教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知します。（学校教育法施行令第11条第1項）

県教育委員会は、当該通知を受けた児童生徒について、その保護者に対し、小・中学校と同様、前年度の1月末までに、特別支援学校への就学通知を发出します。（学校教育法施行令第14条第1項）

この通知と同時に、県教育委員会は、当該児童生徒が就学する特別支援学校の校長に対しても、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、当該児童生徒の氏名、入学期日及び指定した特別支援学校を通知します。（学校教育法施行令第15条第1項及び第2項）

【ポイント】

- 就学先の決定においては、以下を原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定
 - ①市町村教育委員会による、本人・保護者に対する十分な情報提供
 - ②市町村教育委員会による、本人・保護者の意見の最大限の尊重
 - ③本人・保護者と市町村教育委員会、学校等による教育的ニーズと必要な支援についての合意形成
- 小・中学校へ就学する場合は、市町村教育委員会が保護者及び当該校長へ通知
- 特別支援学校へ就学する場合は、市町村教育委員会が県教育委員会に通知し、県教育委員会が保護者及び当該校長へ通知

(5) 就学後のフォローアップと柔軟な対応

○就学後のフォローアップ

就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者は共通理解することが重要です。そのため、学校や市町村教育委員会では、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが必要となります。

また、就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができることなどを本人・保護者に予め説明しておくことは、障害の状態等の変化へ十分な対応ができないことによって子供が学校で困ることのないようにする観点からも重要です。

さらに、市町村教育委員会は、特別支援学校に就学した子供についても、当該校や県教育委員会と密接に連携を図りつつ、障害のない子供と同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。

○就学後の教育相談と「学びの場」の柔軟な見直し

小学校や特別支援学校への就学後には、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子供も想定されます。

このような子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、市町村教育委員会は、特別支援学校や小・中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合も予想されます。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子供の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されることが大切です。

このように就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要です。

○「教育支援委員会等」の機能

今後の教育支援委員会等においては、これまで就学指導委員会が行ってきた機能に対し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した

支援についても助言を行うという観点から、以下のような機能を担っていくことが大切です。

- (ア) 障害のある子供の状態を早期から把握する観点から、教育相談機関との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

【ポイント】

- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者の共通理解とすることが重要
- 設置者が異なる特別支援学校に就学した子供については、双方の教育委員会が密接に連携を図りつつ、障害のない子供と同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要
- 就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、子供の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要
- 「教育支援委員会等」は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援に関する機能が大切

2 関係様式とその作成

(1) 様式一覧

様式番号	表題	発	経由	先
様式 1 号	特別支援学校就学対象者について (通知)	市町村教委	教育事務所	県教委
様式 2 号	教育支援に関する調査票			
様式 3-1 号	就学通知書			保護者
様式 3-2 号	就学通知書：就学指定校の変更通知			
様式 3-3 号	就学通知書：就学指定校の取り消し通知			
様式 4-1 号	児童生徒の就学について (通知)	県教委	-	県立特別支援学校
様式 4-2 号	児童生徒の就学の取り消しについて (通知)			
様式 4-3 号	児童生徒の就学指定校の変更について (通知)			
様式 5-1 号	特別支援学校への就学者について (通知)			市町村教委
様式 5-2 号	特別支援学校への就学者について (通知)：就学指定校の変更			
様式 5-3 号	特別支援学校への就学者について (通知)：就学指定校の取消			
様式 6 号	就学を指定された学校の変更願	保護者	市町村教委又は 就学先の学校長	県教委
様式 7 号	就学を指定された学校の取消し願	保護者	市町村教委	県教委
様式 8 号	児童生徒の転学について (保護者の願 (様式 6 号) による)	県立特別支援学校		県教委
様式 9 号	児童生徒についての学校長意見書	県立特別支援学校	-	県教委
様式 10-1 号	特別支援学校就学対象者でなくなった者について (通知)			
様式 10-2 号	小学校及び中学校に就学することが適当であると思料する者について (通知)			
様式 10-3 号	小学校及び中学校に就学することが適当でないと思料する者について (通知)	市町村教委	教育事務所	県教委
様式 11-1 号	特別支援学校就学対象者でなくなった者について (通知)			
様式 11-2 号	小学校及び中学校に就学することが適当であると思料する者について (通知)	県教委	-	市町村教委
様式 11-3 号	小学校及び中学校に就学することが適当でないと思料する者について (通知)			県立特別支援学校
様式 12 号	区域外就学 (特別支援学校) 願	保護者		市町村教委
様式 13 号	区域外就学の承諾について (通知)	青森県教委		保護者
様式 14 号	区域外就学 (特別支援学校) 届出書	保護者	-	市町村教委
様式 15 号	児童・生徒の退学について (通知)	県立特別支援学校		県教委

(2) 手続別様式一覧

NO	区分	作成書類	様式	作成者	添付書類	期限	提出先	根拠法	作成書類	作成者	期限	送付先	様式	根拠法
1	新学齢児に、特別支援学校就学対象者がいる場合	特別支援学校就学対象者について(通知)	1号	市町村教委	・学齢簿謄本 ・判断の参考とした資料 ・教育支援に関する調査票(様式2号)	12月31日	県教委 *教育事務所を經由	令第11条	就学通知	県教委	1月31日	保護者 特別支援学校長 市町村教委 教育事務所	3-1号 4-1号 5-1号	令第14条 令第15条 令第15条
2	小・中学校在籍者のうち特別支援学校就学対象者となった者がいる場合(小・中学校長からの通知を受け)	特別支援学校就学対象者について(通知)	1号	市町村教委	・学齢簿謄本 ・判断の参考とした資料 ・教育支援に関する調査票(様式2号)	その都度速やかに	県教委 *教育事務所を經由	令第12条第2項	就学通知	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校長 市町村教委 教育事務所	3-1号 4-1号 5-1号	令第14条 令第15条 令第15条
3	他県から、特別支援学校就学対象者が転居してきた場合	特別支援学校就学対象者について(通知)	1号	市町村教委	・学齢簿謄本 ・判断の参考とした資料 ・教育支援に関する調査票(様式2号)	その都度速やかに	県教委 *教育事務所を經由	令第12条第2項	就学通知	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校長 市町村教委 教育事務所	3-1号 4-1号 5-1号	令第14条 令第15条 令第15条
4	1. 2. 3の就学通知を受けた後、就学先の変更を要する場合	就学を指定された学校の変更願	6号	保護者		その都度速やかに	県教委 *市町村教委及び教育事務所を經由	令第16条	就学通知(変更)	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校長 市町村教委 教育事務所	3-2号 4-1号 5-3号	令第16条
5	1. 2. 3の就学通知を受けた後、その取り消しを要する場合	就学を指定された学校の取消し願	7号	保護者		その都度速やかに	県教委 *市町村教委及び教育事務所を經由		就学通知(取消)	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校長 市町村教委 教育事務所	3-3号 4-2号 5-3号	
6	特別支援学校間での転学の場合	児童・生徒の転学について(通知)	8号	特別支援学校長	学校長意見書(様式9号) 変更願(様式6号)	その都度速やかに	県教委	令第16条	就学通知(変更)	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校長 市町村教委 教育事務所	3-2号 4-1号 4-3号 5-2号	令第16条
7	特別支援学校在籍者のうち、就学対象者がなくなっている場合	特別支援学校の就学対象者について(通知)	10-1号	特別支援学校長	診断書又は学校長意見書(様式9号)	その都度速やかに	県教委	令第6条第2第1項	特別支援学校の就学対象者でなくなった者について(通知)	県教委	その都度速やかに	市町村教委 教育事務所	11-1号	令第6条第2第1項
8	特別支援学校在籍者のうち、小・中学校に就学することが適当だと思料する場合	小・中学校に就学することが適当であると思料する者について(通知)	10-2号	特別支援学校長	学校長意見書(様式9号)	その都度速やかに	県教委	令第6条第3第1項	小学校及び中学校に就学すること適当であると思料する者について(通知)	県教委	その都度速やかに	市町村教委 教育事務所	11-2号	令第6条第3第2項
9	特別支援学校在籍者のうち、小・中学校に就学することが適当でないと思料する場合	小学校及び中学校に就学することが適当でないと思料する者について(通知)	10-3号	市町村教委		その都度速やかに	県教委 *教育事務所を經由	令第6条第3第3項	小学校及び中学校に就学することが適当でないと思料する者について(通知)	県教委	その都度速やかに	特別支援学校長	11-3号	令第6条第3第4項

(区域外就学等)

N0	区分	作成書類	様式	作成者	添付書類	期限	提出先	根拠法	作成書類	作成者	期限	送付先	様式	根拠法
1	他県に住所がある学齢児童・生徒が、県立特別支援学校に就学を希望する場合	区域外就学願	12号	保護者	診断書等	その都度速やかに	県教委 *住所の存する市町村教委を經由	令第17条	承諾書	県教委	その都度速やかに	保護者	13号	令第17条
2	他県の特別支援学校に就学を希望する場合	区域外就学願	12号	保護者	診断書等	その都度速やかに	就学を希望する都道府県教委 *市町村教委を經由	令第17条	届出書(承諾書添付)	保護者	その都度速やかに	市町村教委	14号	令第17条
3	弘前大学教育学部附属特別支援学校に入学する場合								届出書(入学許可書添付)	保護者	その都度速やかに	市町村教委	14号	令第17条
4	他県に住所のある本県特別支援学校在籍者が、他県の特別支援学校に転出する場合	児童・生徒の退学について(通知)	15号	特別支援学校校長		その都度速やかに	市町村教委	令 18 条						
5	他県に住所のある本県特別支援学校在籍者が、就学対象者でなくなった場合	特別支援学校就学対象者でなくなった者について(通知)	10-1号	特別支援学校校長	診断書又は校長意見書(様式9号)	その都度速やかに	住所の存する都道府県教委	令第 6 条の 2 第 1 項						
6	本県に住所があり他県の特別支援学校に在籍していた者が、本県の特別支援学校に就学する場合(区域外就学前に特支学校在籍)								就学通知	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校校長 市町村教委 教育事務所	3-1号 4-1号 5-1号	令第14条 令第15条 令第15条
7	本県に住所があり他県の特別支援学校に在籍していた者が、本県の特別支援学校に就学する場合(区域外就学前に小中学校在籍)	特別支援学校就学対象者について(通知)	1号	市町村教委	・学齢簿謄本 ・判断の参考とした資料 ・教育支援に関する調査票(様式2号)	その都度速やかに	県教委 *教育事務所を經由	令第 12 条第 2 項	就学通知	県教委	その都度速やかに	保護者 特別支援学校校長 市町村教委 教育事務所	3-1号 4-1号 5-1号	令第14条 令第15条 令第15条
8	本県に住所があり他県の特別支援学校に在籍していた者が、本県の小・中学校に就学する場合(区域外就学前に特支学校在籍)								特別支援学校の就学対象者でなくなった者について(通知)	県教委	その都度速やかに	市町村教委 教育事務所	11-1号	令第 6 条の 2 第 2 項

(3) 制度改正を受けた様式の改訂点

改正された学校教育法施行令第5条では、同第22条の3の表に示す障害の程度（いわゆる「就学基準」）に該当する視覚障害者等が、市町村教育委員会が特別な事情があると認めた場合に例外的に小中学校へ就学する「認定就学制度」が廃止された。

これに伴い、市町村教育委員会が就学先を決定する際の検討要件として、①その者の障害の状態、②その者の教育上必要な支援の内容、③地域における教育の体制の整備の状況、④その他の事情の4つが示され、総合的に判断することとされている。（④「その他の事情」は、同第18条の2における保護者及び専門家の意見聴取を指す。）

また、同第6条の3及び同第12条の2においては、特別支援学校・小中学校間の転学について、従来の障害の状態の変化のみを理由にした校長の思料だけでなく、同第5条に示す4つの要件により転学の検討が開始できることとされた。

さらに、文部科学省初等中等教育長通知（25文科初第756号）では、「現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図る」とされている。

これらのことを受け、以下の様式改訂を行った。

(ア) 「認定就学者」の文言整理

認定就学者の文言を削除し、新しい制度の趣旨を踏まえた文言整理を行い、関係する各様式を改訂した。

(イ) 転学に関する文言整理

校長が、特別支援学校あるいは小中学校へ転学することが適当と思料する場合の判断要素が示されたことを受けた文言整理を行い、関係する様式を改訂した。

なお、これまでの様式において「認定就学者として不適当だと認めた者（理由）」と表記していたが、改正の趣旨を踏まえ「就学することが適当でない」と認めた者（理由）」と表記している。

(ウ) 区域外就学に関する様式の改訂

すべての対象者の就学先を市町村教育委員会が最終的に決定することから、

区域外就学者の届出について市町村教育委員会を経由機関とすることを改め、関係する各様式を改訂した。

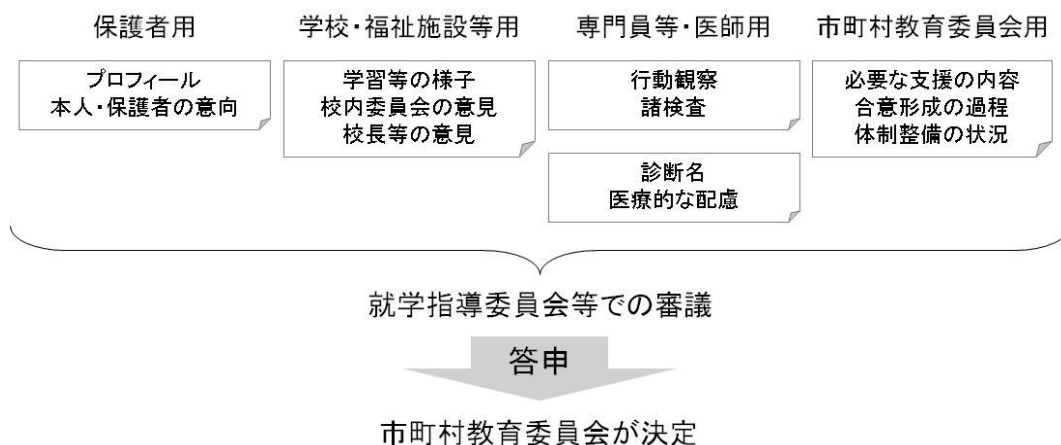
(エ) 様式第2号(旧呼称：就学調査票)の改訂

市町村教育委員会が、本人・保護者の意見を最大限尊重し、関係者による教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を行い、就学先を決定し、また柔軟に就学先の変更を検討するプロセスにおいて、それぞれの検討が円滑かつ効果的に行われるよう、県教育委員会が参考様式として示している様式第2号(新呼称：教育支援に関する調査票)を改訂した。

特に、「教育支援に係る調査票」(以下、調査票と言う。)の作成に当たっては、その過程において、先に作成した調査票の内容や特定の作成者の意向が他の調査票の内容に影響することが考えられる。

市町村教育委員会においては、市町村就学指導委員会等での審議及び市町村教育委員会の決定に際し、本人・保護者及び関係者の意見等が等しく反映されるよう、調査票の作成及び審議における取扱いに留意する必要がある。

【調査票の構成】



(4) 諸様式

様式1号

文 書 番 号
平成 年 月 日

青森県教育委員会 教育長 殿

(市町村)教育委員会
教育長(氏名)



特別支援学校就学対象者について(通知)

このことについて、学校教育法施行令第11条、第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

本人	ふりがな氏名	性別	生年月日	現住所	施設名 (在籍学校学年)	就学の猶予・免除
			平成 年 月 日			年 月 日 ~ 年 月 日
保護者	ふりがな氏名	(本人の続柄) 続柄		現住所	職業・勤務先	連絡先の電話番号
障害の種類				障害の程度		
入学希望	入学を希望する学校			寄宿舎入舎希望・施設入所手続き状況		在宅訪問教育の希望の有無
	青森県立 学校			特別支援学校入学者について寄宿舎入舎の希望の有無	特別支援学校入学者について児童福祉施設入所申込みの有無	
	希望入学期日					
平成 年 月 日			有・無	有・無	有・無	
備考						

※ 添付書類

- 1 学齢簿謄本
- 2 市町村教育委員会が判断の参考とした資料の写し又はこれに代わる書類
- 3 教育支援に関する調査票(様式2号を参考のこと)
- 4 在宅訪問教育を希望する場合は付近の略図

教育支援に関する調査票（保護者用）

市町村教育委員会名		No.	
		作成年月日	

1. 本人に関すること

ふりがな 氏名		性別	男	在籍学校等名	
			女	学年等	

健康に関する こと	傾向	病気がち 熱発しやすい てんかん発作がある アレルギーがある その他（ ）			
	通院歴	病名等	期 間		医療機関・診療科
			年 月～ 年 月		
			年 月～ 年 月		
障害に関する こと	障害者手帳	無 有	種類（ 身体 知的 精神 ）	取得年月日（ 年 月 日）	
			種類（ 身体 知的 精神 ）	取得年月日（ 年 月 日）	
	補装具使用	無 有	種類（ ）		
	医療的ケア	無 有	内容（ 吸引 経管 その他： ）		

2. 保護者に関すること

ふりがな 保護者氏名		続柄	
現住所	〒	連絡先 電話番号	- -

3. 相談や教育に関すること

相談歴	期 間	相談機関等名
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
教育歴	期 間	園・学校等名
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	

4. 教育支援に関する本人及び保護者の意向に関すること

【希望する学校等】	
1. 小・中学校の通常の学級 2. 特別支援学級 3. 通級による指導 4. 特別支援学校	
【希望する理由】	
【通学方法】	
1. 徒歩 2. 路線バス等 3. 送迎サービス 4. 保護者送迎 5. 寄宿舎 6. スクールバス 7. 施設入所 8. 訪問教育	
【交流及び共同学習の実施希望】	
【教育支援の内容に関する希望】	
【学校見学の実施】	【体験入学の実施】
・無	・無
・有：小・中学校（通常学級 通級指導教室 特別支援学級）	・有：学校名（ ）
特別支援学校（学校名 ）	（ ）

教育支援に関する調査票（学校・福祉施設等用）

市町村教育委員会名		No.	
		作成年月日	

ふりがな		性	男	在籍学校等名	
氏名		別	女	学年等	

1. 本人の状況

項目	学校・福祉施設等での様子
学習面	
運動面	
行動面	
コミュニケーション面	
その他	

2. 教育支援の内容

--

3. 入学・転学に関する所見

--

学校・福祉施設名

学校・福祉施設長名

印

教育支援に関する調査票（専門員等用）

市町村教育委員会名		No.	
		作成年月日	

ふりがな 氏名		性別	男	在籍学校等名	
			女		

1. 行動観察

観 点	発達や生活の状況			特記事項
見え方	<input type="checkbox"/> 診断有り	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
きこえ方	<input type="checkbox"/> 診断有り	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
コミュニケーション (意思疎通)	<input type="checkbox"/> 困難	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
基本的な生活習慣	<input type="checkbox"/> 全面介助	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 特になし	
身体運動（移動）	<input type="checkbox"/> 全面介助	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 特になし	
身体運動（筆記）	<input type="checkbox"/> 全面介助	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 特になし	
健康状態	<input type="checkbox"/> 要管理	<input type="checkbox"/> 一部管理	<input type="checkbox"/> 特になし	
危険の理解	<input type="checkbox"/> 困難	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
衝動性	<input type="checkbox"/> 顕著	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
不注意	<input type="checkbox"/> 顕著	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
こだわり	<input type="checkbox"/> 顕著	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	

2. 諸検査の結果

検査の名称	実施日等	結果	検査者所属氏名
	年 月 日 満 歳 月		
	年 月 日 満 歳 月		
	年 月 日 満 歳 月		

3. 行動観察及び諸検査の結果を踏まえた本人の全体像

4. 教育支援に関する配慮事項

作成者所属・職・氏名 _____

教育支援に関する調査票（医師用）

市町村教育委員会名		No.	
		作成年月日	

ふりがな 氏名		性別	男	在籍学校等名	
			女	学年等	

1. 障害や病気の診断

2. 学校での教育活動における医療的な配慮事項に関する所見

所属・氏名

教育支援に関する調査票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名		No.	
担当者職・氏名		作成年月日	

ふりがな		性別	男	在籍学校等名	
氏名		別	女	学年等	

1. 本人・保護者への情報提供に関する記録

期 日	説明内容	教育的ニーズ及び合意事項等
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 就学（転学）先及び教育支援の内容に関する所見

【入学・転学が適当である学校等】 1. 小・中学校の通常の学級 2. 特別支援学級 3. 通級による指導 4. 特別支援学校
【理由】
【交流及び共同学習の実施】
【教育支援の内容に関する事項：合理的配慮】
【教育支援の内容に関する事項：基礎的環境整備】

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

就 学 通 知 書

あなたが保護者になっている児童生徒の就学について、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
学 校 名	青 森 県 立		
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

(注) 通知書の記載事項に誤りがある場合や、住所が変更した場合は、速やかに青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室(017-734-9882(直通))へお知らせください。

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

就 学 通 知 書

あなたが保護者になっている の就学について、下記のとおり
変更しましたので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
学 校 名	青 森 県 立		
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

(注) 通知書の記載事項に誤りがある場合や、住所が変更した場合は、速やかに青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室(017-734-9882(直通))へお知らせください。

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

就 学 通 知 書

あなたが保護者になっている の就学について、平成 年 月 日付
け青教育第 号で通知しましたが、下記のとおり取り消しましたので通知し
ます。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
就学を取り消した学校名	青 森 県 立		
備 考			

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

児童生徒の就学について（通知）

平成 年度貴校に就学する児童生徒の氏名及び入学期日等について、下記のとおり通知します。

なお、保護者及び関係市町村教育委員会には入学期日等を別途通知したことを申し添えます。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

児童生徒の就学の取り消しについて（通知）

平成 年 月 日付け青教育第 号で通知した下記の者の就学について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
入 学 指 定 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

児童生徒の就学指定校の変更について（通知）

平成 年 月 日付けで通知のあった就学指定校の変更願について、下記のとおり保護者、転学先学校長及び関係市町村教育委員会あて通知したのでお知らせします。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
変 更 後 の 就 学 指 定 校	青 森 県 立		
入 学 指 定 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

(市町村) 教育委員会教育長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

特別支援学校への就学者について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第15条の規定により下記のとおり通知します。

なお、保護者及び就学先の学校長には、入学期日等を別途通知ことを申し添えます。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
学 校 名	青 森 県 立		
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

(市町村) 教育委員会教育長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

特別支援学校への就学者について (通知)

このことについて、就学させる学校を変更したので学校教育法施行令第16条の規定により下記のとおり通知します。

なお、保護者及び就学先の学校長には、入学期日等を別途通知したことを申し添えます。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
学 校 名	青 森 県 立		
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

(市町村) 教育委員会教育長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

特別支援学校への就学者について（通知）

このことについて、平成 年 月 日付け青教育第 号で通知した下記の者の就学について、取り消したので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 所			
学 校 名	青 森 県 立		
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

様式 6 号 [就学を指定された学校の変更願]

平成 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

保護者 住 所
氏 名

㊟

私が保護者になっている の就学を指定された学校について、下記のとおり変更してくださるようお願いいたします。

記

就学を指定された学校	青 森 県 立
就学を希望する学校	青 森 県 立
上記の学校を希望する 具体的事由	※転居による場合は、転居予定住所を記入すること。
希 望 入 学 期 日	平 成 年 月 日

(注) まだ、就学指定校に就学していない場合は、市町村教育委員会を經由して提出してください。

現在、指定校に就学している場合は、就学先の学校長を經由して提出してください。

様式 7 号 [就学を指定された学校の取消し願]

平成 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

保護者 住 所
氏 名

㊞

私が保護者になっている の就学先について、先に指定
されましたが、取り消してくださるようお願いいたします。

記

就学を指定された学校	青 森 県 立
指 定 入 学 期 日	平 成 年 月 日
取り消しを希望する 具体的事由	※転居による場合は、転居予定住所を記入すること。

(注) この書類は、市町村教育委員会を經由して提出してください。

様式 8 号

文 書 番 号
平成 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

(特別支援学校)
校 長

印

児童生徒の転学について（通知）

このことについて、下記の児童生徒について別紙のとおり願い出がありましたので通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	学 部 学 年 ()		
保 護 者 氏 名		続柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
転 学 希 望 校	青 森 県 立		
転 学 事 由	別紙学校長意見書及び診断書・医師所見書のとおり		
転 学 希 望 年 月 日	平 成 年 月 日		

(注) 学年の右横の () には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

様式 9 号

児童生徒についての学校長意見書

児童生徒氏名			性別	
生 年 月 日		平成 年 月 日		
学 部 ・ 学 年		学 部 学 年 ()		
区 分		入 学 当 初 の 状 況	現 在 の 状 況	
変 容 の 状 況	障害の状態			
	学 習 面			
	運 動 面			
	行 動 面			
	コミュニケーション面			
	そ の 他			
判 断 ・ 診 断 等	校内(地区) 教育支援委 員会等の判断			
	医学的診断			
学 校 長 の 意 見				

(注) 学年の右横の()内には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

青森県教育委員会教育長 殿

(特別支援学校)
校 長



特別支援学校就学対象者でなくなった者について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	学 部 学 年 ()		
保 護 者 氏 名		続 柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
対 象 者 で な く な っ た 事 由	別紙診断書・医師所見書・学校長意見書のとおり		
備 考	本校には、平成 年 月 日まで在籍 立 学 校 へ 転 出		

(注) 学年の右横の () には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

青森県教育委員会教育長 殿

(特別支援学校)
校 長



小学校及び中学校に就学することが適当であると
思料する者について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	学 部 学 年 ()		
保 護 者 氏 名		続 柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
就学することが 適当であると 思料する事由			
希 望 入 学 期 日			
備 考			

(注) 学年の右横の () には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

青森県教育委員会 教育長 殿

(市町村) 教育委員会
教育長 (氏 名)



小学校及び中学校に就学することが適当でないと
認めた者について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	学 部 学 年 ()		
保 護 者 氏 名		続柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
就学することが 適当でないと認 めた事由			
備 考			

(注) 学年の右横の () には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

様式11-1号

青 教 育 第 号
平 成 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

特別支援学校就学対象者でなくなった者について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	青森県立	学部	学年
保 護 者 氏 名		続柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
対象者でなくなった 事由			
備 考	平 成 年 月 日 より 立 学 校 へ		

市町村教育委員会教育長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

小学校及び中学校に就学することが適当であると
思料する者について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	学 部 学 年 ()		
保 護 者 氏 名		続 柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
就学することが 適当であると思料 する事由			
希 望 入 学 期 日			
備 考			

（注） 学年の右横の（ ）には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

(特別支援学校) 校長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

小学校及び中学校に就学することが適当でないと
認めた者について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
在 籍 学 部 ・ 学 年	学 部 学 年 ()		
保 護 者 氏 名		続 柄	
児 童 生 徒 住 所			
保 護 者 住 所			
就 学 す る こ と が 適 当 で な い と 認 め た 事 由			
備 考			

(注) 学年の右横の () には、訪問、重複等校内の所属を記入願います。

様式12号 [区域外就学（特別支援学校）願]

平成 年 月 日

教育委員会教育長 殿

保護者 住所
氏名

印

私が保護者になっている を、貴教育委員会管轄下の学校に
就学させてくださるようお願いいたします。

記

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
住 所			
保護者氏名		続柄	
現在の就学状況			
障害の種類・程度			
就学希望校	学校 学部 学年		
上記の学校を希望する具体的事由			
希望入学期日	平成 年 月 日		

(注) 宛名は、就学を希望する学校の設置者である都道府県教育委員会教育長とし、
児童生徒の住所のある市町村教育委員会を經由して提出してください。

殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長

区域外就学の承諾について（通知）

平成 年 月 日付けで願い出のあった、あなたが保護者になっている児童生徒の当教育委員会管轄下の学校への就学について、下記のとおり承諾します。

記

児 童 生 徒 氏 名		性 別	
生 年 月 日	平 成 年 月 日		
学 校 名	青 森 県 立		
入 学 期 日	平 成 年 月 日		
備 考			

（注） この承諾書は、児童生徒の住所のある市町村教育委員会に提出する「区域外就学の届出書」に添付して提出してください。

教育委員会教育長 殿

保護者 住 所
氏 名

印

私が保護者になっている を、下記のとおり就学させますので、承諾書を添えて届け出ます。

記

児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
住 所			
学 校 名	学 校		
入 学 期 日	平成 年 月 日		
備 考			

(注) 児童生徒の住所のある市町村教育委員会に提出してください。

様式15号

文 書 番 号
平成 年 月 日

教育委員会教育長 殿

(特別支援学校)
校 長

印

児童生徒の退学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第18条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成 年 月 日		
在籍学部・学年	学部 学年		
保護者氏名		続柄	
児童生徒住所			
保護者住所			
退学理由			
備 考	本校には平成 年 月 日まで在籍 立 学校へ転出		

(注) 児童生徒の住所のある市町村教育委員会に提出してください。

(5) 記入例と作成上の留意点

1) 様式1号

【障害の程度】

- ・医師による診断を参考に、障害の程度が分かる病名や障害名を記入する。
- ・各種手帳を所持している場合は、手帳の名称及び等級を記入する。

青森県教育委員会 教育長 版

【氏名】【性別】【生年月日】【現住所】

- ・学齢簿に記載されているとおり、正確に記入する。
- ・なお、アパート等に居住する場合は、詳細を記入する。

文 吉 番 号
平成 年 月 日

【施設名】

- ・新入学は幼稚園等名、小・中学校は学校名を記入する。

【職業・勤務先】
【電話番号】

- ・確認の上、記入する。

六 人 保 護 者	ふりがな氏名	性別	生年月日	現住所	施設名 (在籍学校学年)	就学の継 続・免除
	あおもの じょう 青森 太郎	男	平成20年 1月1日	〒030-0000 青森市青森1丁目1-1 青森市A号棟1号室	あおもの幼稚園	年 月 日 ~ 年 月 日
保 護 者	ふりがな氏名	(本人の続柄) 続 柄		現住所	職 業・ 勤 務 先	連 絡 先 の 電 話 番 号
	あおもの じょう 青森 二郎	父		〒030-0000 青森市青森1丁目1-1 青森市A号棟1号室	会社員 青森市役所	017-777-7777
障害の種類				職 務 の 保 護 程 度		
肢体不自由				聴覚まひによる両上肢機能の全廃 身体障害者手帳1種1級		
入 学 希 望	入学を希望する学校		宿泊舎入舎希望・施設入所手続状況		在 宅 訪 問 教 育 の 希 望	
	青森県立青森第一養護学校		特別支援学校入学者 について宿泊舎入舎 の希望の有無		特別支援学校入学者 について児童福祉施 設	
希望入学原日						
平成26年4月1日		右 ・ ㊦				
備 考						

【障害の種類】

- ・視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のうち該当するもの（重複障害の場合はすべて）を記入する。

【備考】

- ・重複障害者であって複数の就学先が対象となる場合、市町村就学指導委員会等の答申と市町村教育委員会の決定が異なった場合など、その判断理由を具体的に記載する。
- ・別紙（様式任意）としても差し支えありません。

※ 添付書類
1 学齢簿写本
2 市町村教育委員会が判断の参考とした資料の写し又はこれに代わる書類
3 教育支援に関する調査票（様式2号を参考のこと）
4 在宅訪問教育を希望する場合は付記の略図

2) 様式 2 号

【教育支援に関する調査票（保護者用）】

- ・保護者による記入を原則とする。
- ・聞き取りに基づき市町村担当者等が記入する場合は、保護者への説明を行い、了解を得る。

【通院歴】【相談歴】【教育歴】
・直近のものを3つまで記入する。

教育支援に関する調査票（保護者用）

市町村教育委員会名		◎◎町教育委員会	No.	001
			作成年月日	H**.*.*.**
性別	男	在籍学校等名	●●●●幼稚園	
	女	学年等	さくら組（年長）	

通院歴	病名	発症しやすい	てんかんの発作がある	アレルギーがある	その他（アトピー）
直近のもの	アトピー性皮膚炎	++年 ++月～ ++年 ++月			●●皮膚科
通院歴	障害者手帳	無	通院（身体的・知的・精神的）	取得年月日	++年 ++月 ++日
通院歴	補装具使用	無	通院（身体的・知的・精神的）	取得年月日	++年 ++月 ++日
通院歴	医療的ケア	無	内容（吸引 経管 その他）		

【学校見学、体験入学の実施】
・実施の有無について記入する。
・特別支援学校については、学校名を記入する。

2. 保護者に関すること

ふりかき
保護者番号 ●●●●●●●●

現住所 〒***-*** ◎◎町大字◎◎字◎◎ *番地の*

3. 相談や教育に関すること

相談歴	期間	相談機関等名
直近のもの	**年 **月～ **年 **月	◎◎町立◎◎小学校ことばの教室
	**年 **月～ **年 **月	◎◎町保健センター育児相談
	**年 **月～ **年 **月	地区就学相談・教育相談会
教育歴	期間	園・学校等名
直近のもの	**年 **月～ **年 **月	◎◎幼稚園
	++年 ++月～ ++年 ++月	
	++年 ++月～ ++年 ++月	

4. 教育支援に関する本人及び保護者の意向に関すること

【希望する学校等】

1. 小・中学校の通常の学級 2. 特別支援学級 3. 通級による指導 4. 特別支援学校

【希望する理由】

現在一緒に通っている子供たちと一緒に地域の学校に通わせたい。やってみて、どうしても大変そうならば、特別支援学級でも仕方がない。その場合でも、できるだけ他の友達と活動する時間を確保してほしい。

【通学方法】

1. 徒歩 2. 路線バス等 3. 送迎サービス 4. 保護者送迎 5. 寄宿舎 6. スクールバス 7. 通級入学 8. 訪問教育

【交流及び共同学習の実施希望】

特別支援学級に在籍するのであれば、できるだけ実施してほしい。

【教育支援の内容に関する希望】

突発的な行動をすることがあるので、できるだけ目をかけてほしい。
できることはできるだけ本人にやらせて、他の子と同じように教育してほしい。

【学校見学の要否】

無
有：小・中学校（通常学級 通級指導教室 特別支援学級）
特別支援学校（学校名）

【体験入学の要否】

無
有：学校名（
特別支援学校（学校名）

【希望する学校、通学方法、交流及び共同学習の実施希望、教育支援の内容に関する希望】
・該当するものを記入する。
・希望する理由や方法、内容などについて、できるだけ具体的に記入する。

【教育支援に関する調査票（学校・福祉施設等用）】

- ・学級担任、担当職員による記入をもとに、必要に応じて校内委員会等による審議を行うなどして、最終的には所属長の責任において作成する。

教育支援に関する調査票（学校・福祉施設等用）

〒000000 札幌市教育委員会 〇〇〇〇〇〇教育委員会

No.	001
作成年月日	H**.**.**

【本人の状況】

- ・それぞれの項目ごとに、特徴的なことを記入する。
- ・所見や解釈ではなく、具体的な事実を記入する。

●●●●幼稚園
さくら組（年長）

1. 本人の状況

氏名	学校・福祉施設等での様子
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・マークや漢字に興味がある。 ・平仮名を読むことができ、自分の名前や興味のあるものの名前を書くことができる。 ・1～20までを続けて言うことができる。対応関係の理解は、まだあやしい。 ・着眼点が面白く、他の子が気づかないようなことに気づくことが多い。 ・伴奏に合わせて歌ったり、打楽器を鳴らしたりすることができる。
運動面	<ul style="list-style-type: none"> ・かけっこが得意だが、合図でスタートをする、線に沿って走るなど、ルールを守ることが難しい。 ・はさみの使い方にぎこちなさがある。線をはみ出して切ることがある。
行動面	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の好きな物（車、車のおもちゃ）を見ると、読み聞かせや制作の途中であっても向かっていく。 ・園の外に出ることがあり、必ず見守り用の保育士を付けて対応していた。 ・進んで手伝いをするが、最後までやり遂げることができない。 ・褒められると何度でも同じことをしようとする。
コミュニケーション面	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉によるやりとりができ、「いいですか？」と確認をすると「はい」と元氣よく返事をするができる。 ・約束に「はい」と返事をするができるが、守ることができない。 ・話しかけても、ぼーっとしていて反応しないことがある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自分よりも小さい子のお世話をすることが好きである。 ・年中の頃、飛び出しにより自動車に接触する事故に遭ったことがある。

【教育支援の内容】

- ・指導場面における具体的な手立てと当該児の変容について、記入する。

2. 教育支援の内容

学習については特に問題はありません。
 しかし、集中力が欠けるところがあるため、一つの課題に長い時間をかけて取り組ませるのではなく、短い時間でできる課題をたくさん用意する方が効果的であると考えます。また、褒められることが好きなため、目に見える形（好きな車のシール）にして褒めると、少し長い時間課題に取り組むことができました。
 自分の好きな物（主に、車）を見つけると、活動の途中であっても止めて好きな物に向かっていくことが頻繁に見られました。そのため、散歩などの園外での活動時には、本児対応の保育士を配置し、安全の確保に努めました。集団保育場面でも度々集団から外れることがあるため、本児対応の保育士と別メニューを行ってきました。

3. 入学・転学に関する所見

上記のことから、当面は個別の対応が必要なお子さんではないかと考えます。

学校・福祉施設名

〇〇幼稚園

学校・福祉施設長名

〇〇 〇〇

印

【入学・転学に関する所見】

- ・本人や保護者の意向を前提とした所見ではなく、「2. 教育支援の内容」を踏まえ、当該児に対し現に教育（保育）等を行っている機関としての所見を記入する。
- ・学校種等（通常学級、特別支援学級、特別支援学校等）や障害種別（視覚障害、自閉症・情緒障害学級等）の妥当性に関する表記については、根拠とする理由を併記するなど慎重に行う。

【教育支援に関する調査票（専門員用）】

- ・当該児の教育機関等以外に所属する専門調査員等が記入する。
- ・就学先の検討において必要な情報について、専門的な観点から明示する。
- ・就学先の妥当性等を示すことは馴染まない。

教育支援に関する調査票（専門員等用）

【発達や生活の状況】

- ・診断等の事実及び観察に基づき記入する。
- ・障害名や診断名にとらわれることなく、観察した事実に基づいて記入する。

【特記事項】

- ・行動上、特記すべきものを項目別に記入する。
- ・病名や診断名によらず、「行動上の特性」との観点から観察、記入する。

1. 行動観察

観点	発達や生活の状況			特記事項
	発達	生活	その他	
見え方	<input type="checkbox"/> 診断有り	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 特になし	<p>呼んでもボーッとして反応しないことがある。音楽遊びでは、伴奏に合わせて歌を歌うことができる。相手が話している中でも、思いつくと話し出す。</p> <p>突発的に走り出すことがある。</p> <p>アトピー性皮膚炎、アレルギー。</p> <p>突発的に走り出すことがある。</p> <p>好きな玩具（ブランコ）遊びでは、順番を守ることが難しい。</p> <p>好きなもの（車）を見つけると瞳も振らず走って行く。</p>
聞こえ方	<input type="checkbox"/> 診断有り	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
コミュニケーション (意思疎通)	<input type="checkbox"/> 困難	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 特になし	
基本的な生活習慣	<input type="checkbox"/> 全面介助	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 特になし	
身体運動（歩行）	<input type="checkbox"/> 全面介助	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 特になし	
身体運動（筆記）	<input type="checkbox"/> 全面介助	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 特になし	
健康状態	<input type="checkbox"/> 要管理	<input type="checkbox"/> 一部管理	<input type="checkbox"/> 特になし	
	<input type="checkbox"/> 困難	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
	<input type="checkbox"/> 異常	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	
	<input type="checkbox"/> 異常	<input type="checkbox"/> 要配慮	<input type="checkbox"/> 特になし	

【諸検査の結果】

- ・直近のものを3つまで記入する。

2. 諸検査の結果

検査の名称	実施日等	結果	検査の所属施設名
WISC-IV	**年 **月 **日 満 6 歳 2 月	FSIQ: 95 VCI:100 PRI:102 WMI:89 PSI:95	◎◎町教育支援委員会専門員 ○○ ○○
DN-CAS	**年 **月 **日 満 6 歳 3 月	標準得点 92 「プランニング」80、同時処理 100、注意 75、継次処理 98	県総合学校教育センター指導主事 ○○○○
	年 月 日 満 歳 月		

3. 行動観察及び諸検査の結果を踏まえた本人の全体像

知的発達に遅れは認められず、身辺処理面も問題はない。
コミュニケーション面に課題があり、呼びかけても反応しないことが度々見られたり、集団場面においても周囲の状況に関係なく思いついたら突発的に話し出すことが見られたりする。
聴覚機能的な問題ではない。

4. 教育支援に関する配慮事項

本来注目すべきことに注意を向けることの弱さや、危険を回避する力が弱いことに加え、思いつくままに行動する傾向が顕著であり、集団活動場面においては個別の配慮を要する。

作成者市属・職・氏名 ◎◎町教育支援委員会専門員 (◎◎◎立◎◎学校) 教諭 ◎◎ ◎◎

【行動観察及び諸検査の結果を踏まえた本人の全体像】

- ・「1. 行動観察」「2. 諸検査の結果」に基づき、本人の行動特性がわかるように記入する。

【教育支援に関する配慮事項】

- ・学習場面などを想定し、活動や参加をするための具体的な手立てなどを記入する。

【教育支援に関する調査票（医師用）】

- 主治医、市町村教育支援委員会等の委員である医師などが記入する。
- 診断名及び教育活動における医療的な配慮事項について記入する。

教育支援に関する調査票（医師用）

市町村教育委員会名	◎◎町教育委員会	No.	001
ふりがな	作成年月日	H**、**、**
氏名	●● ●●	在籍学校等名	●●●●幼稚園
性別	男 女	学年等	さくら組（年長）

1. 障害や病気の診断

ADHDの疑い
知的発達の遅れは認められない

2. 学校での教育活動における医療的な配慮事項に関する所見

薬の飲用を開始した場合は、服薬管理が必要である。
帰属意識の育成を図るため、役割を与え、他者からの評価を得る機会を設定するなどの教育的配慮が必要である。

【学校での教育活動における医療的な配慮事項に関する所見】

- 学習活動における禁忌、留意事項を記入する。
- 本人が学習活動に参加するために必要となる病気や障害の状態に関する医療的な配慮事項を具体的に記入する。
- 就学先に関する事項（具体的な学校名等）は記入しない。

医師・氏名

◎◎病院 小児精神科 ◎◎ ◎◎

【教育支援に関する調査票（市町村教育委員会用）】

- ・本人へ教育支援を提供する立場、小・中学校を所管する立場から記入する。
- ・教育支援委員会等を所掌する事務局としての立場からではないことに留意する。
- ・「相談支援ファイル」等を活用することにより、保護者との相談経過の共有に留意する。

教育支援に関する調査票（市町村教育委員会用）

市町村教育委員会名	◎◎
担当者職・氏名	主査
ふりがな
氏名	●● ●●
別	支
予	中
学	空
さくら組（年長）	

【本人・保護者への情報提供に関する記録】

- ・市町村教育委員会が行った教育相談やガイダンスにおいて提供した情報や確認、合意した事項を記入する。

1. 本人・保護者への情報提供に関する記録

期 日	説明内容	教育的コース及び合意事項等
**年 **月 **日	町内の小学校と近隣の特別支援学校について	・学区小学校の通常学級、町内の特別支援学級、近隣の特別支援学校それぞれにおける教育内容について説明し、保護者の理解を得た。
**年 **月 **日	就学先決定の流れについて	・就学時受診、教育相談、教育支援委員会の日程と、意見聴取の方法を確認した。 ・保護者の意見が最大限尊重されることは理解された。
**年 **月 **日	就学後の体制について	・学区小学校に就学した場合の学校の指導体制について説明し、理解を得たが、保護者の付添等の具体的な内容の話し合いは継続する。 ・夏期休業中に、学校を交えた話し合いを行う。
年 月 日		
年 月 日		

2. 就学（転学）先及び教育支援の内容に関する所見

【入学・転学が適当である学校等】

1. 2. 3. 4.

【理由】

知的発達の遅れがなく、心理面やコミュニケーション面における個別の配慮により、通常学級での学習に参加することができる。
ただし、対人関係面については、町内の通級指導教室における自立活動の指導が必要である。

【交流及び共同学習の実施】

特に行わないが、保護者の希望があれば検討する。

【教育支援の内容に関する事項：合理的配慮】

注意の持続に配慮し、座席配置に配慮するとともに、学習内容を分割して適切な量にするなど必要な変更と調整を行う。また、学期ごとに校内支援委員会において評価、修正する。
学級担任及び学習支援員など日常的に指導に当たる教職員は、衝動的な行動の軽減や自己肯定感の維持など心理面に配慮する。

【教育支援の内容に関する事項：基礎的環境整備】

教室内のほか校内で活動する場所には、視覚的に分かりやすい掲示とするなど、情報を整理して提供する。
災害時の支援体制について、校内で共有する。

【就学（転学）先及び教育支援の内容に関する所見】

- ・市町村教育委員会としての判断に基づき記入する。この際、教育支援委員会等における審議で取り扱われる所見である（最終決定ではない）ことに留意する。

3 資料

(1) よくある質問と答え

Q 1 保護者への就学に関する情報提供は、いつから行えばよいですか。
また、どのような内容を、どのようにお知らせすればよいですか。

A 1 就学先決定が円滑に進められるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、本人・保護者に対して就学に関するガイダンスを行うことが必要です。

その内容は、全体的な事務手続の流れ、就学相談や学校見学等のスケジュール、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況のほか、入学までのスケジュール等が考えられます。その際、就学先についての意見聴取が行われること、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に転学が可能であることを伝え、その理解を促すことが大切です。

また、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにし、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切です。

Q 2 市町村教育委員会が一貫した教育支援を行うに当たって、どのような体制を整備すればよいですか。

A 2 早期からの一貫した支援を行うためには、市町村教育委員会が乳幼児健康診査等の実施や早期支援に係る機関（認定子ども園、保育所、幼稚園、医療機関、福祉施設等）を所管する市町村担当部局との連携を密にし、関係する情報を適切に共有するなど、円滑な連携体制を整えることが必要です。

また、教育相談の実施や個別の教育支援計画の作成等を行うために、特別支援教育の経験豊かな小・中学校の教員を活用したり、地域の特別支援学校を活用することなどが考えられます。

このほか、関係機関や専門家等の人材が確保しにくい市町村においては、例えば、複数の市町村教育委員会が共同で「教育支援委員会（就学指導委員会等）」を設置するなど、複数の市町村が連携して体制整備をすることも考えられます。

なお、「教育支援委員会（就学指導委員会等）」については、早期

からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うよう機能の拡充を図っていくことに留意する必要があります。

Q 3 特別支援学校に在籍する児童生徒が、小・中学校への転学を希望する場合、どのように手続きを行えばよいですか。

A 3 転学が想定されるケースは、①障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に示す表の程度ではなくなった場合、②障害の状態等の変化により小・中学校への就学が可能であると在籍する特別支援学校長が思料する場合の2つがあります。

①の場合、市町村教育委員会は、県教育委員会からの通知を受け、就学する小・中学校を決定し、就学通知を発出します。

②の場合、当該特別支援学校長は、障害の状態等の変化により小・中学校への就学が適当であると思料する旨を、県教育委員会を經由して住所のある市町村教育委員会に通知します。市町村教育委員会は、通知を踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小・中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行います。その後、関係通知を発出することになります。

なお、当該児童生徒の障害の状態や学習活動に関する情報が円滑に引き継がれ、滞りなく学習活動が行えるよう、関係者間の連絡を密に行うことが大切です。

Q 4 他県の特別支援学校に在籍する児童生徒が転入する場合、どのように手続きを行えばよいですか。

A 4 転入先となる市町村教育委員会は、転入してくる児童生徒の就学先を決定し、保護者及び県教育委員会に通知することになります。

就学先の検討は通常の手続きに準じて行うこととなります。この際、時間に暇がない等の事情により「教育支援委員会（就学指導委員会等）」の開催が難しい場合も考えられますが、例えば、保護者の了解を得て、住所のある市町村教育委員会や前籍校から、障害の状態や教育支援の内容に関する資料の提供を受け、判断の材料とすることも考えられます。

Q 5 福祉施設への入所に伴い特別支援学校への転学を検討する場合、留意すべきことは何ですか。

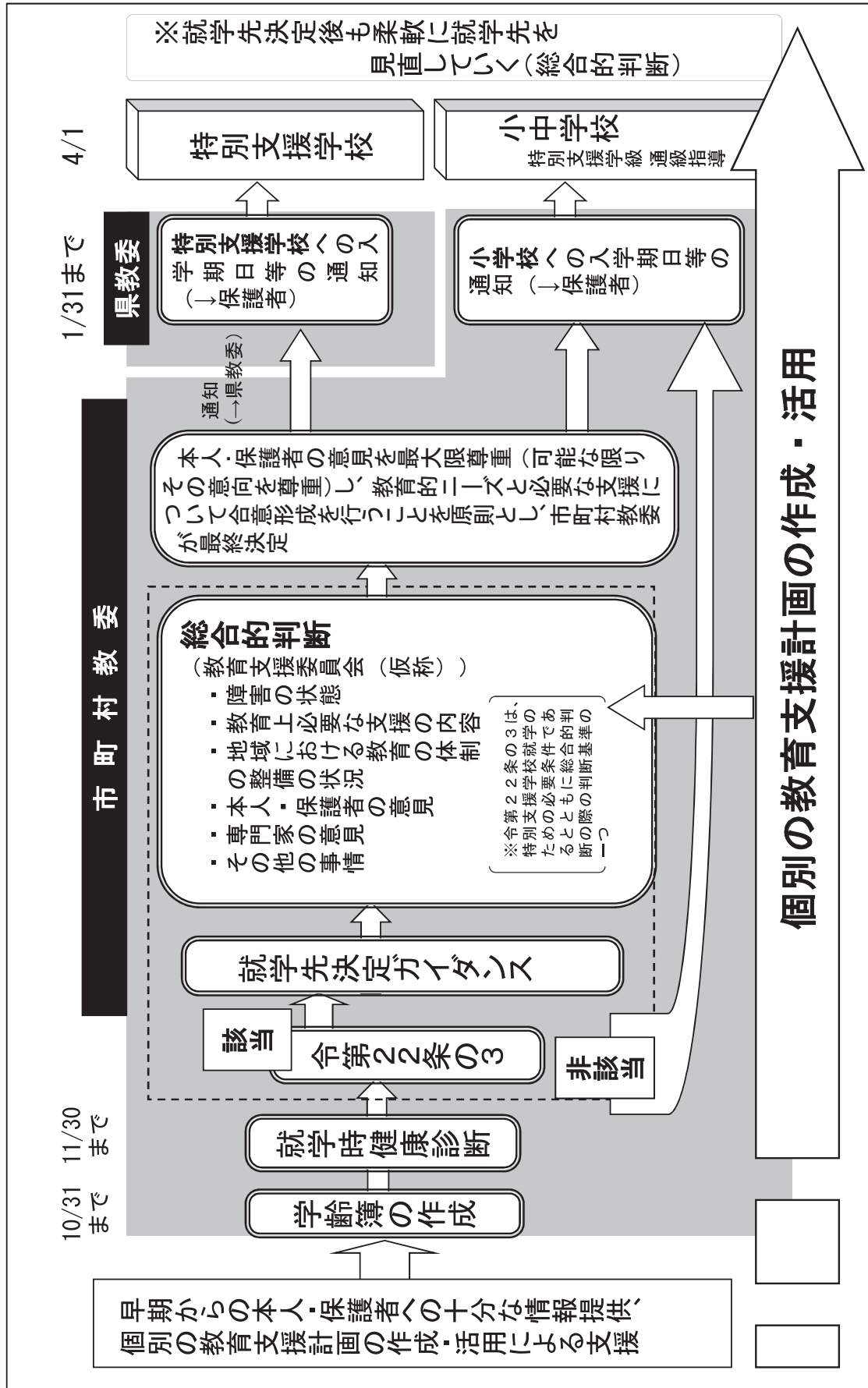
A 5 福祉施設へ入所したからといって、就学先が特別支援学校となるわけではありません。障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3の表に示す程度である者が特別支援学校へ就学できます。

就学先は、児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえて総合的な観点から判断する必要があります。

市町村教育委員会は、児童相談所等との連携を密にし、適切に就学先の検討を行うことが大切です。

なお、施設入所に伴って住所が異動する場合は、転出先の市町村教育委員会が就学先を決定することも想定されるため、あらかじめ情報を共有しておくことが大切です。

(2) 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成「教育支援資料」から引用

(3) 関係法令、通知等

◎就学先を決定する仕組みの改正に関する通知

- ・学校教育法施行令の一部改正について（通知）
平成25年9月1日付け25文科初第655号 文部科学事務次官通知
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm
- ・障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）
平成25年10月4日付け25文科初第756号 文部科学省初等中等教育局長通知
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

◎就学手続や早期からの一貫した支援に関する資料

- ・教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
平成25年10月 文部科学省初等中等教育課特別支援教育課
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

◎インクルーシブ教育システム構築に関する報告等

- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等分科会
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
<http://inclusive.nise.go.jp/>

◎関連する法令等

- ・障害者基本法の一部を改正する法律
平成23年法律第90号 内閣府
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
平成25年法律第65号 内閣府
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

◎県教育委員会からの関連情報

- ・「相談支援ファイル」の詳細
県教育庁学校教育課
<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/file.html>
- ・特別支援教育に関する資料等
県教育庁学校教育課
http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/tokushi_siryou.html
- ・研修や相談に関する資料等
県総合学校教育センター特別支援教育課
<http://ts.edu-c.pref.aomori.jp/>

本資料は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が作成した「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」の内容を参考に、平成25年度文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」において、青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室が作成したものです。

◎以下の者が編集に当たりました。

県教育庁学校教育課	課長	成田 昌造
県教育庁学校教育課特別支援教育推進室	室長	梅村 博之
	主任指導主事	島野 絵理子
	指導主事	柿崎 朗
	指導主事	湯田 秀樹
	指導主事	菊地 一文
	主幹	渡辺 優子
	主査	藤田 真希也
	主事	平山 裕介
県教育庁学校教育課小中学校指導グループ	指導主事	盛 秀一
県総合学校教育センター特別支援教育課	指導主事	小沼 順子